

## 介護保険法の円滑な実施に向けて

平成 11 年 1 月 5 日

新しいミレニアムを目前に控え、わが国の高齢化は急速に進んでいます。政府は、お年寄りができる限り寝たきりにならないよう各般の予防対策を講じてきましたが、それでも介護が必要なお年寄りは毎年 10 万人ずつ増え続けると予想されています。お年寄りにとって家族に介護してもらうことが最も望ましいものであることは言うまでもありませんが、家族による長期にわたる介護が限界に達しつつある中で、多くの悲劇も報道されております。しかし、私たちは、来たるべき高齢社会を明るいものにしなければなりません。

介護保険法は、社会の最も基本である「家族」が長期の介護のために疲れ果てて崩壊してしまわないよう、介護の負担を国民皆で支え合う制度として制定されました。新しい制度ですから、種々改良すべき点がありましょう。国民の皆さんが制度に慣れるまでには多くの戸惑いもあるかもしれません。

このたび、与党 3 党から「介護制度について」申し入れがありました。このような認識の下に、この申し入れを重く受け止め、政府の責任において介護保険法の円滑な実施のための特別対策を講ずることといたしました。

その主な内容は次のとおりであります。

## 1 高齢者保険料の特別措置

要介護認定が始まって1年間が経過する平成12年9月までは、国民の皆さんが要介護認定の手続きや新しい介護サービスの利用方法に慣れるまでの、いわば「制度の本格的なスタートにむけての助走期間」と位置付け、平成12年4月から9月までの半年間は高齢者の保険料は徴収しないことができるよう、その分を国で負担することとします。

さらに、半年が経過した平成12年10月からの1年間は、高齢者の保険料を半額に軽減し、高齢者の皆さんに新たな負担に慣れていただくよう配慮いたしたいと思います。

## 2 医療保険者対策

40才から64才までの方々の介護保険料は、健康保険や国民健康保険などの医療保険者が医療保険料に新たに上乗せして徴収することになっていますが、この負担は、高齢者の介護保険料のようにまるまる増えるものではなく、今まで医療保険料として負担してきた費用が置き換わる分が大半です。そこで、高齢者の保険料について特別な措置を講ずることにも配慮し、医療保険者全体として従来より負担増となる額について、その1年分を、国が医療保険者に財政支援することとしています。

### 3 低所得者の利用者負担の軽減

新しい制度では、介護サービスを利用する場合には10パーセントの利用者負担を支払っていただくこととなります。所得の低い方については、負担の上限を低くするなどの特例が設けられていますが、今回の対策ではそれに加えて、現在ホームヘルプサービスを利用されている所得の低い方については、当面3年間は3パーセントにし、その後段階的に引き上げるほか、障害者の福祉施策でホームヘルプサービスを利用されていた方々についても、利用者負担を3パーセントにするなど、きめ細かな対策を講じていくこととしています。こうしたことにより、所得の低い方については、無理のない範囲で利用者負担をお願いできるものと考えております。

### 4 家族介護支援対策

(1) この制度は在宅サービスを中心に提供することにより、高齢者を介護している家族を支援するものであり、介護サービスを利用していただくことが基本であります。しかし、しばらくの間は離島・へき地や中山間地など介護サービスが不十分な地域もありましようし、また、どうしても自分たちの手で介護したいという家族もおられると思います。そこで、介護を行っている家族にどういう支援を行えばよいかということについては、さらに十分議論を重ねる必要がありますが、その結論が出るまでの間、市町村が、介護保険法とは別に、家族介護の支援事業を行った場合には、国も助成いたします。

(2) この家族介護支援事業の中では、まず、家族介護者がヘルパーとして働けるようヘルパーの資格を取ることを応援したいと考えています。これによって、ヘルパーの資格を取った方は、介護サービスの担い手として地域に貢献できることになると同時に、家族への介護と他への介護をあわせて行った場合には、ヘルパーとしての対価を受けることができることとなります。

(3) また、様々な事情によってヘルパーとして働くことが困難で、介護保険法のサービスを利用しない場合もあるかもしれません。そのような家族を対象に、家族介護支援事業の一つとして家族介護慰労金の支給事業を助成いたします。このような性格からみて、決して「バラマキ」といったものではありません。家族介護慰労金は、重度で低所得世帯の高齢者を介護する家族を慰労するために、年1回年額10万円までの金品をお渡しするものです。

このほか、家族介護支援事業として、オムツなどの介護用品の支給や家族介護者の交流事業などについても助成いたします。

## 5 介護予防・生活支援対策

改めて言うまでもありませんが、高齢者が健康でいきいきとした生活を送り、できる限り介護が必要な状態にならないようにすることが大切です。このため、そうした介護予防にむけての取り組みに全力を尽くす必要があります。また、介護が必要でないにしても独り暮らしの方々などは配食サービスといった生活を支えるサービスが必要となってきます。新しい制度では要介護認定で対象外となる方々も出てきますが、そうした方々も市町村が行うこのような介護予防や生活支援サービスを利用していただくことにより、安心して生活が送れるように努めていきたいと考えております。

## 6 介護基盤整備対策

介護が必要な高齢者の方々を支援する介護サービスは、今後ますます充実していく必要があります。例えば、特別養護老人ホームといった介護施設の整備を進めていくほか、痴呆性の高齢者の方々のためのグループホームも増やしていきます。また、介護サービスの質の充実も大事ですので、ホームヘルパーの資質向上や利用者保護のための取り組みも進めていきたいと考えています。さらに、介護サービスについて中長期的な整備目標を定めた新ゴールドプランが今年度で終了しますので、その後の新しいプランを策定することといたします。

以上が、与党3党からの申し入れの趣旨を踏まえて取りまとめた「介護保険法を円滑に実施するための特別対策」の主な内容と考え方であります。

最後に、国民の皆様には、この特別対策が制度を円滑に実施するために政府として最大限の努力をしたものであることを何卒ご理解いただきたくお願い申し上げますとともに、今まで実施準備のために大変なご苦勞を重ねて来られた全国の市町村及び都道府県の皆様方には、住民への説明など新たなご苦勞をおかけすることになると思いますが、来年4月の制度のスタートに向けて、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。